

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について（報告第4号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。

| 区 分 | 平成27年度分まで | 平成28年度分以後 | 増 減 |
|---------------|-----------|-----------|-----|
| 基礎課税額（医療給付費分） | 52万円 | 54万円 | 2万円 |
| 後期高齢者支援金等課税額 | 17万円 | 19万円 | 2万円 |

(2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の47万円から48万円に引き上げる。

3 施行日

平成28年4月1日